

合川庁舎管理等業務 委託仕様書

(仕様書の適用範囲)

第1条 本仕様書は、合川庁舎管理等業務を委託する場合に適用する。

(業務場所の所在地及び名称)

第2条 受託者が業務を履行する業務場所の所在地及び名称は次のとおりとする。

名称	所在地
合川庁舎	久留米市合川町 2190 番地 3

※ 基本的には、庁舎内の保安室にて勤務を行う。

(委託期間)

第3条 業務を委託する期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(業務の内容)

第4条 委託する業務の内容は次のとおりとする。

(1) 庁舎管理業務

庁舎における不審者の侵入等の監視、巡回、戸締り、消灯、災害発生時の緊急対応等

(2) 時間外電話対応業務

水道料金等関連業務受託者の不在時における漏水通報等の電話対応、連絡等

(業務の実施時間)

第5条 業務の実施時間は次のとおりとする。

(1) 平日 17時15分から翌日8時30分まで

(2) 休日 8時30分から翌日8時30分まで

※ 休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日（元日を除く）までの日をいう。

※ 特別の場合を除き、23時00分から翌日6時30分までは仮眠することを可とする。

(業務の遂行)

第6条 受託者は、誠意をもって業務委託場所及びその構内における業務について契約書、仕様書及びマニュアル等に基づき、信義を重んじ善良な管理者の注意をもって誠実に受託業務を遂行しなければならない。

(従事者の配置等)

第7条 業務に従事する従事者の配置等にあたっては、次のとおりとする。

(1) 従事者の配置

受託者は、業務に従事する者の配置にあたっては、資格等の従事可能な条件を満た

す者のうち経験を有するものを選ぶとともに、教育指導に万全を期し、風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序の維持に努めるものとする。

(2) 従事者の条件

委託業務の内容として電話対応やパソコン作業等があるため、従事者については次の全てを満たす者であることを条件とする。

- ① 言語が明瞭であり、市民等からの電話に対し、親切、丁寧かつ適切な対応ができること
- ② 仕様書、マニュアル等の内容及び職員の指示を理解し、水道料金等関連業務受託者と協力のうえ、適切に業務を遂行することができること
- ③ マウスの操作など簡単なパソコンの操作ができること
- ④ 従事に支障のある持病を患っていないこと
- ⑤ 従事期間の始期における年齢が満 65 歳以下であること

(3) 従事者の服務

従事者は、受託者社名入りの統一した制服等を着用するものとし、事故防止、機密保持、その他の執務規則を厳守するとともに、常に言語、態度を良好にするように努め、市民、来庁者、職員等に不快の念を与えないようにしなければならない。

(4) 従事者の配置

- ① 業務実施時間において、上記の業務委託場所に、常時 1 名の従事者を配置するものとする。
- ② 従事者については、3～4 名程度によるローテーション勤務とすること。
- ③ 受託者は、急な病気や事故などにより従事者が当日の勤務ができなくなった場合には、必ず代理の者が従事する体制をとること。

(勤務予定表の提出)

第8条 受託者は毎月の勤務予定表を作成し、前月の25日までに担当職員へ提出すること。

2 従事者の変更など勤務予定表の内容に変更を生じた場合には、速やかに担当職員へ報告すること。

(業務実施報告)

第9条 受託者は、業務の実施状況について、業務実施報告書を毎日及び毎月作成し、担当職員へ提出しなければならない。また、業務内容について、担当職員から報告を求められた場合には、速やかに報告を行うものとする。

(業務履行に必要な費用負担)

第10条 業務に必要な機材、器具、消耗品、作業服及び寝具などは、受託者の負担とする。ただし、委託者が既に設置しているものは除く。

2 業務に必要な、業務場所及びその構内における、光熱水費については委託者の負担とするが、受託者は節約に努めなければならない。

(業務履行上の注意事項)

第 11 条 受託者は、契約書、仕様書及びマニュアル等に記載なくとも、必要に応じ担当職員の指示があった場合は、その指示に従い業務を実施するものとする。

第 12 条 従事者は、庁舎設備機器、備品等の破損個所を発見したとき、又は緊急を要する事態が発生したときは、直ちに担当職員に報告しなければならない。

(委託料の支払方法)

第 13 条 受託者は、毎月 10 日までに前月分の委託料を委託者に対して請求するものとし、委託者は請求書を受理して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

(機密の保持)

第 14 条 受託者は、本業務の処理上知り得た一切の情報は機密扱いとし、これを第三者に開示してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(暴力団排除に関する事項)

第 15 条 受託者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに担当職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに担当職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

(研修及び引継ぎに関する事項)

第 16 条 研修及び引継ぎに関しては、次のとおりとする。

- (1) 当該業務の円滑な実施のため、受託者決定から契約締結までの間において、委託者は当該業務に係る事前研修を実施する。なお、当該研修については無償とする。
- (2) 受託者は、委託期間内に従事者の変更があった場合については、受託者の責任において新たな従事者に対する研修を行うこと。
- (3) 受託者は、次年度の受託者が決定後、業務の円滑な引継ぎ及び研修を、次年度の受託者に対し実施しなければならない。
- (4) 各種研修への参加について要請があった場合は、受託者は、積極的に従事者を参加させよう努めること。

(その他)

第 17 条 従事者は、漏水確認作業のために配置している水道料金等関連業務受託者、市職員等と連携、協力のうえ、円滑に業務を実施すること。

第 18 条 従事者用のロッカー、風呂、給湯器、ガスコンロ、冷暖房設備等は、委託者が設置しているものを使用するものとする。

2 業務の実施にあたり機材等の搬入が必要なときは、事前に担当職員の承諾を得るものと

する。

第 19 条 機械警備については、発注者で別途業務委託契約を予定している。

(参考) 令和 7 年度契約業者 : 総合警備保障株式会社

第 20 条 水道料金等関連業務については、発注者で次の業者と業務委託契約を行う。

(参考) 令和 8 年度契約業者 : ヴェオリア・ジェネット株式会社

第 21 条 本業務において障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第 22 条 その他、本仕様書に定めのない事項については、担当職員の指示に従い業務を実施するものとする。